

**監査役1名のみとなった場合の任期途中の報酬増額決定と監査役の善管注意義務**

【文献種別】 判決／千葉地方裁判所  
【裁判年月日】 令和3年1月28日  
【事件番号】 平成30年(ワ)第702号  
【事件名】 役員報酬等請求事件  
【裁判結果】 一部認容、一部棄却  
【参照法令】 会社法336条・339条2項・387条  
【掲載誌】 判時2506・2507合併号109頁、金判1619号43頁  
◆ LEX/DB 文献番号 25590220

愛媛大学准教授 岡田陽介

**事実の概要**

Xは、平成18年6月、Y株式会社の常勤監査役に就任した。当時はXのほかもう1名が非常勤監査役に選任されており、Y社の監査役は2名体制であった。

Y社の定款には、監査役の報酬は株主総会決議で定める旨の規定があり、その報酬額は月額70万円以内と定められていたところ、平成21年の臨時株主総会で月額100万円以内とする決議がされた(本件報酬決議)。個人別の監査役の報酬額は、2名の監査役の協議により年度ごとに決定しており、各報酬額を記載した報酬協議書を提出し、それに従い平成26年6月分からはXに65万円、非常勤監査役に25万円の報酬が支払われていた。平成27年5月以降は非常勤監査役は選任されず、Y社の監査役はX1名となった。同年6月、Xは個人の報酬額を前年度と同様の月額65万円と定めた。平成28年6月、Xは、自己の報酬額を月額100万円と決定した(本件増額決定)。しかし、Y社からは、前年度同様の月額65万円が支給されたのみであった。その後、平成29年5月の定時株主総会で、Xは監査役から解任された。

そこで、XはY社に対し、①平成28年6月分から平成29年5月分までの未払報酬額420万円(35万円×12か月分)の支払い、②正当な理由なく監査役を解任されたことによる報酬・退職慰労金等相当額の損害賠償(会社法339条2項)を請求した。

**判決の要旨****1 本件報酬決議について**

「会社法387条2項は、2人以上の監査役がいるときに、定款又は株主総会で報酬総額を定めた場合は、その範囲内で監査役の協議によって個々の監査役への配分を定めることを規定しているものの、監査役が1人しかいない場合の報酬決定のあり方については、特段の規定をしていない。しかし、会社法387条は、監査役の独立性を保障する趣旨の規定であると解されるところ、監査役が1人しかおらず、かつ、定款又は株主総会において同人の報酬額そのものではなくその最高限度額が定められている場合に、その範囲内で当該監査役が自己の報酬額を決めたとしても、上記規定の趣旨に反するところはなく、また、報酬額の上限が画されている以上は株主の利益を害することもないといえることから、同条2項に準じた報酬の決定方法として許容されるものというのが相当である。」

**2 本件増額決定について**

「監査役が株主総会決議の定める最高限度の範囲内で自己の報酬額を決定するときは、その額を報酬額とする期間を定め、又は、付款を付することができる」と解されるところ、かかる決定をしたときは、会社と監査役間の報酬の特約の内容となり、同内容は両者を拘束することになるというべきである。そうすると、監査役が在任期間中は全てその報酬額によるとの決定をしたときに、監査

役が任期途中で報酬を増額しようとする場合には会社の同意が必要であると解せられる一方、監査役が一定期間に限定して報酬額の決定をしたときは、一定期間経過後において、会社の同意なく、株主総会の定めた最高限度の範囲内で報酬増額決定を行うことができるものと解せられる。

これを本件についてみるに……、Xは、非常勤監査役との連名で、平成19年度から平成26年度までの間、毎年度ごと、Y社に対し、監査役間で協議を行って監査役報酬額を決定したこと及びその各報酬額を記載した報酬協議書を提出していたことが認められるものである。……上記各報酬協議書の提出に対して、Y社が何らかの異議を申し述べたような事情は認められない。以上によれば、Y社においては、毎年度ごとに監査役報酬の決定を行うことが慣行化していたものというべきであり、上記期間の監査役による各報酬決定は、次年度の報酬決定までの1年間に限定して報酬額を定めたものとみるのが相当である。」

「したがって、平成27年報酬決定についても、従前までの各報酬決定と同様に、次年度の報酬決定までの1年間に限定して報酬額を定めたものというべきである。

以上によれば、平成27年報酬決定は、1年間に限定して報酬額を決定したものであることから、Xにおいては、次年度である平成28年度の報酬額につき、会社の同意なく、株主総会の定めた最高限度額100万円の範囲内で報酬増額決定を行うことができる。」

### 3 Xの善管注意義務違反について

「取締役の報酬規制を定めた会社法361条は、お手盛りの防止を目的とするものであり、株主総会から個人別の報酬決定の一任決議を受けた取締役会において、かかる報酬規制の趣旨に反する報酬決定を行った場合等には善管注意義務違反を認め得ると解されるところである。これに対し、監査役の報酬規制を定めた会社法387条は、監査役取締役からの独立性を確保することを目的とするものであって、監査役において、株主総会が定めた最高限度額の範囲内で報酬額を決定する限り、上記報酬規制の趣旨を害するような事態が生ずることは通常想定し難く、基本的には善管注意義務に反するところはないと考えられるものである。」

## 判例の解説

### 一 本判決の意義

本判決は、複数名の監査役が選任されている時期に株主総会決議で監査役報酬の最高限度額が定められ、その後監査役が1名のみになった会社において、①その監査役1名で報酬額を決定できること、②監査役の任期途中で報酬を増額できること、③その監査役が自らの報酬を上記の最高限度額とする旨の増額決定をしたことについて善管注意義務違反があるとはいえないとしたものである<sup>1)</sup>。本判決の特徴は、監査役の独立性の保障という監査役の報酬規制の制度趣旨を強調して結論を導き出している点にある。監査役の報酬に関する上記の諸論点についての判断を示した裁判例は見当たらない。そのため、本判決はきわめて重要な意義を有すると考えられる。

なお、監査役会設置会社では監査役は3名以上必要であるため（会社法335条3項）、本件のような事態は起こりえない。したがって、本判決の判旨は、監査役会非設置の監査役設置会社においてのみ妥当する。

### 二 1名の監査役による報酬額決定の可否

監査役の報酬は、定款または株主総会決議で定められる（会社法387条1項）。その趣旨は、監査役取締役からの独立性を確保することにある<sup>2)</sup>、いわゆるお手盛り防止にその制度趣旨のある取締役の報酬の場合（会社法361条）とは異なる。2名以上の監査役が選任されている場合、その額は個別に定められるのが原則であるが、わが国では個人の報酬を公開することをきざって総枠だけを決める慣行があるため、定款または株主総会決議では監査役報酬の最高限度額を定め、個別の報酬はその範囲内で監査役の協議によって定めるという決め方も許容されている（会社法387条2項）<sup>3)</sup>。

Y社では、2名の監査役が選任されている時期に、会社法387条2項に基づき株主総会決議で報酬の最高限度額が定められ、毎年度ごとに監査役間の協議で個別の報酬額が決められていた。平成27年5月以降は非常勤監査役が選任されず、監査役はX1名となったが、そのような場合にも最高限度額の範囲内でXが1人で報酬額を決定できるかが問題となった。この点については会社法

に明文の規定がないところ、判決の要旨1は、監査役の独立性の保障という会社法387条の趣旨に反しないこと、および報酬額の上限が画されているため株主の利益を害することもないことを理由に、387条2項に準じた報酬の決定方法として許容されると判示した。従来から学説において主張されていた考え方に従った判断であると評価できる<sup>4)</sup>。しかし、この学説は監査役が当初から1名であったケースを想定して主張されたものと考えられ、本件のように複数名の監査役の存在を前提として報酬の総枠が定められた後に監査役が1名となるケースは、法も学説も想定しなかった状況とも考えられる。もっとも、387条2項の「監査役協議」は「監査役全員の一致」の意味であると解されていることから<sup>5)</sup>、いずれの場合においても、監査役1名によりその総枠内で報酬額を決定できると解することができよう。

### 三 任期途中の報酬増額の可否

本件では、Xは監査役の任期の途中に判決の要旨1で決定した報酬を増額することができるかも問題となっている。監査役の報酬請求権は、会社と監査役間の任用契約に基づくものであるため、その変更の可否についても、契約法の観点から考察されるべきである<sup>6)</sup>。判決の要旨2は、まず、「監査役が株主総会決議の定める最高限度の範囲内で自己の報酬額を決定するときは、その額を報酬額とする期間を定め」ている場合には、「会社と監査役間の報酬の特約の内容となり、同内容は両者を拘束することになる」としたうえで、「監査役が任期途中で報酬を増額しようとする場合には会社の同意が必要である」とする。これは、取締役の報酬の減額に関して、「株式会社において、定款又は株主総会の決議（株主総会において取締役報酬の総額を定め、取締役会において各取締役に対する配分を決議した場合を含む。）によって取締役の報酬額が具体的に定められた場合には、その報酬額は、会社と取締役間の契約内容となり、契約当事者である会社と取締役の双方を拘束するから、その後株主総会が当該取締役の報酬につきこれを無報酬とする旨の決議をしたとしても、当該取締役は、これに同意しない限り、右報酬の請求権を失うものではない」と判示する最判平4・12・18（民集46巻9号3006頁）と整合的である。

続けて判決の要旨2は「監査役が一定期間に限

定して報酬額の決定をしたときは、一定期間経過後において、会社の同意なく、株主総会の定めた最高限度の範囲内で報酬増額決定を行うことができる」とする<sup>7)</sup>。Y社監査役の報酬額は、従前より期間を明示的に定めて決定されていない。役員報酬請求権の内容は、期間が定められなかった場合はその任用契約の期間の報酬額を定めたものと解すべきであるとされているが<sup>8)</sup>、本判決は、平成27年より前は年度ごとに監査役報酬を決定していたというY社の慣行に鑑みて契約解釈を行い、平成27年報酬決定も次年度の報酬決定までの期間に限定して報酬額を定めたものであるとした。したがって、同期間経過後の平成28年度の報酬額を平成27年度の報酬額から変更することについてのY社の同意は不要となるため、Xが増額決定できると結論づけている。

この場合に要求される会社の同意とは、業務執行の決定機関である取締役会、あるいは会社の代表者である代表取締役の同意であると考えられる。監査役が定めた一定期間経過後の報酬額の変更についても会社の同意が必要と解すると、その後の任期中はずっと監査役報酬の決定について取締役会等が関与することになり、監査役の取締役からの独立性を報酬の決定の面から保障しようとする会社法387条の趣旨にも反することにもなりかねず、このような解釈は妥当ではない。

そして本件は、監査役の報酬についてその相当性にまで踏み込んで審査すべき事案であったようにも思われる。伝統的な考え方は、取締役の報酬に関してではあるが、株主総会で報酬総額が定められればその範囲内での個々の報酬額の相当性については審査しないとするものであった。しかし、後掲平成30年東京高判のように、これに再考を促すとも評価される事件が現れている<sup>9)</sup>。本件でも、例えば①Xが監査役に就任した平成18年のXの報酬額が55万円で、本件増額決定より前はわずかな額の増額にとどまっていた（その結果、Xの報酬額は最高でも65万円であった）ことや、②平成18年から平成27年報酬決定に至るまで株主総会の決定した監査役報酬の最高限度額の全額を配分していなかったことをY社の報酬決定の慣行と評価することもできる。本判決は、伝統的な考え方に従い、報酬額の相当性については触れずに、Y社の監査役報酬決定の慣行として、1年ごとに報酬額決定の監査役協議を行っていたとい

う決定過程の点のみを取り上げている。しかし、決定内容の点、すなわち上記①②の点も考慮に入れてY社の慣行を評価することもできたのではないだろうか。その結果、Xは増額決定はできるがその額の相当性を問題にするという検討の方法もありえたのではないだろうか。

#### 四 Xの善管注意義務違反

判決の要旨3は、監査役報酬決定についての善管注意義務違反の有無が争点となっている。まず、取締役の報酬につき、「株主総会から個人別の報酬決定の一任決議を受けた取締役会において、かかる報酬規制の趣旨に反する報酬決定を行った場合等には善管注意義務違反を認め得る」とする。これは、取締役の報酬総額の範囲内における報酬の具体的配分についての取締役の善管注意義務の有無に関する公刊物登載初裁判例とされる<sup>10)</sup>東京高判平30・9・26(金判1556号59頁。以下、「平成30年東京高判」とする)を踏まえての判示であると考えられる。そのうえで、監査役報酬決定を取締役報酬決定の場合と比較し、基本的には善管注意義務違反に問われることはないとするが、その理由を報酬規制の目的の違いに求めている。すなわち、取締役報酬規制の目的がお手盛り防止にあるのに対し、監査役報酬規制の目的は監査役取締役からの独立性の確保にあるため、その趣旨を害するような事態が生ずることは通常想定し難いことを理由とする。株主総会決議で報酬の最高限度額が定められているのであるから、その額が維持されている限りは、監査役が1名であろうが複数名であろうが取締役からの独立性が侵されることはないという点で、判旨は妥当であると考えられる。

役員報酬の総額が定款または株主総会決議で定められている場合、その総額の配分にあたり、個々の役員の職務と報酬額が釣り合っているかについては、取締役の場合は取締役会が判断すべき業務執行の問題とされている<sup>11)</sup>。これに対し、監査役報酬の配分については、監査役職務の執行の問題となろう。会社法は「業務」と「職務」の語を使い分けており、後者はより広い概念とされているが<sup>12)</sup>、監査役報酬の配分に業務執行性があるとは考え難い。そのため、取締役の善管注意義務について判断した平成30年東京高判の判示が、本件のような監査役の場合にもどれほど妥

当するのかは、この観点からも今後検討する必要があるだろう。

また、Y社は、Xの善管注意義務違反を主張するにあたり、本件増額決定が株主の合理的意思に反することや、その判断過程や判断内容が不合理であることなども指摘しているが、これらは平成30年東京高判を踏まえたものと考えられる。本判決はいずれも否定したが<sup>13)</sup>、その内容を取締役に関する平成30年東京高判と比較し、取締役の場合と監査役の場合でなぜどのように異なるのかについても、今後より慎重に検討する必要があるように思われる。

#### ●—注

- 1) 本判決の評釈として、潘阿憲・法教493号(2021年)140頁、遠藤元一・税務事例54巻1号(2022年)68頁、伊藤雄司・令和3年度重判解(2022年)90頁がある。
- 2) 落合誠一編『会社法コメンタール8—機関(2)』(商事法務、2009年)427頁[田中亘]、弥永真生「監査役報酬に対する法規制」監査役317号(1993年)4頁。
- 3) 竹内昭夫『改正会社法解説(新版)』(有斐閣、1983年)179頁。
- 4) 味村治＝品川芳宣『役員報酬の法律と実務[改訂版]』(商事法務研究会、1986年)82頁[味村治]、田中・前掲注2)431頁、伊藤靖史「役員報酬と監査役(後編)」監査役629号(2014年)81頁。
- 5) 江頭憲治郎『株式会社法[第8版]』(有斐閣、2021年)566頁注1、伊藤靖史・前掲注4)81頁。
- 6) 取締役報酬につき、水上敏「判解」曹時46巻11号(1995年)166頁。
- 7) 味村・前掲注4)104頁に、ほぼ同様の説明がされている。
- 8) 水上・前掲注6)167頁。
- 9) 伊藤靖史「近時の役員報酬に関する規律の動向」監査役696号(2019年)34頁、37頁。
- 10) 高橋均「判批」ジュリ1537号(2019年)117頁。
- 11) 龍田節＝前田雅弘『会社法大要[第3版]』(有斐閣、2022年)92頁。
- 12) 相澤哲ほか編『論点解説 新・会社法』(商事法務、2006年)290頁、429頁。
- 13) 後者につき、本判決は経営判断の原則と同様の基準で審査したようであると指摘されている。遠藤・前掲注1)73頁、伊藤雄司・前掲注1)91頁。

\* 本稿は、JSPS 科研費課題番号20K13371による研究成果の一部である。